

Ⅲ. 条例・規則・要綱

- 1 群馬県介護福祉士修学資金貸与条例（P 1 7 ～ P 2 3）
- 2 群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（P 2 5 ～ P 5 9）
- 3 群馬県介護福祉士修学資金貸与事務取扱要綱（P 6 1 ～ P 6 8）

○群馬県介護福祉士修学資金貸与条例

平成五年三月二十六日条例第十八号

改正

平成 六年 三月二八日条例第八号

平成一〇年 三月二三日条例第一四号

平成一二年一〇月一八日条例第八七号

平成一二年一〇月一八日条例第九四号

平成二〇年 三月一八日条例第一号

平成二四年一〇月二六日条例第七〇号

平成二五年一二月二四日条例第七〇号

平成二六年 三月二八日条例第二一号

平成二六年一〇月一七日条例第六〇号

群馬県介護福祉士修学資金貸与条例をここに公布する。

群馬県介護福祉士修学資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、介護福祉士を養成する施設等に在学する者で、将来県内において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、介護福祉士の確保に資することを目的とする。

一部改正〔平成一〇年条例一四号〕

(定義)

第二条 この条例において「養成施設等」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第三十九条第一号から第三号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）附則第七条第一項の規定により都道府県知事の指定とみなされる同法第三十条による改正前の法第三十九条第一号から第三号までに規定する厚生労働大臣の指定を受けた養成施設を含む。）をいう。

2 この条例において「介護等の業務」とは、法第二条第二項に規定する介護等の業務で規則で定めるものをいう。

一部改正〔平成一〇年条例一四号・一二年八七号・九四号・二〇年一号・二六年六〇号〕

(修学資金の貸与)

第三条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、無利息で群馬県介護福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することができる。

- 一 県内の養成施設等に在学する者又は県外の養成施設等に在学し、かつ、県内に住所を有している者
- 二 養成施設等を卒業後、県内において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする者
- 三 同種の修学資金を他から受けていない者

全部改正〔平成一〇年条例一四号〕

(貸与金額等)

第四条 修学資金の貸与金額は、月額三万六千円とする。

- 2 修学資金は、貸与を受けようとする者の申請に基づき、予算の範囲内において契約（以下「貸与契約」という。）により貸与するものとする。

(保証人)

第五条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人二人を立てなければならない。

- 2 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、前項の保証人のうち一人は、その者の法定代理人でなければならない。
- 3 第一項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）と連帯して修学資金の返還の債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除及び貸与の停止)

第六条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。
 - 二 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき。
 - 三 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - 五 死亡したとき。
 - 六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還の債務の当然免除)

第七条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 養成施設等を卒業した日から一年以内に県内において介護等の業務に従事し、かつ、五年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三十三条第一項又は第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）において介護等の業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設等の入学時に四十五歳以上の者であつて、離職して二年以内のものをいう。）が介護等の業務に従事した場合にあつては、三年間）引き続いて当該介護等の業務に従事したとき。

二 前号に規定する介護等の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 養成施設等を卒業した日から一年以内に県内において介護等の業務に従事し、かつ、引き続き県内において介護等の業務に従事していた修学生が、就業先の人事異動等により、その意思によらず、県外において介護等の業務に従事した場合は、引き続き県内において介護等の業務に従事したものとみなして、前項第一号の規定を適用する。

一部改正〔平成六年条例八号・一二年九四号・二四年七〇号・二六年二一号・六〇号〕

(返還の債務の裁量免除)

第八条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与した修学資金のうち履行期限が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

一 養成施設等を卒業した日から一年以内に県内において介護等の業務に従事し、かつ、修学資金の貸与を受けた期間（第六条第二項の規定により修学資金が貸与されなかった期間を除く。以下同じ。）に相当する期間以上介護等の業務に従事したとき。

二 死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金を返還することができなくなったとき。

2 前条第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

追加〔平成六年条例八号〕、一部改正〔平成一〇年条例一四号・二四年七〇号〕

(返還)

第九条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間（次条又は第十一条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に修

学資金を返還しなければならない。

- 一 第六条第一項の規定により、貸与契約が解除されたとき。
- 二 養成施設等を卒業した日から一年以内に、法第四十二条第一項の規定による介護福祉士の登録を受けず、又は県内において介護等の業務に従事しなかったとき。
- 三 第七条第一項第二号に掲げる場合を除くほか、死亡し、又は心身の故障のため介護等の業務に従事することができなくなったとき。

一部改正〔平成六年条例八号・一〇年一四号・二四年七〇号〕

(返還の当然猶予)

第十条 知事は、修学生が修学資金の貸与契約を解除された後も引き続き養成施設等に在学しているときは、その在学期間は修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

一部改正〔平成六年条例八号・一〇年一四号〕

(返還の裁量猶予)

第十一条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- 一 県内において介護等の業務に従事しているとき その在職している期間
- 二 災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難と認められるとき
その理由が継続する期間

2 第七条第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

一部改正〔平成六年条例八号・二四年七〇号〕

(延滞利息等)

第十二条 修学生は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の延滞利息に係る年当たりの割合は、閏（じゆん）年の日を含む期間についても三百六十五日当たりの割合とする。

一部改正〔平成六年条例八号〕

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成六年条例八号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

一部改正〔平成二四年条例七〇号〕

(東日本大震災の被災県において介護等の業務に従事する修学生に対する返還債務の免除要件等の特例)

- 2 当分の間、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）は、県内とみなして、第七条第一項第一号及び第二項（第八条第二項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八条第一項第一号、第九条第二号並びに第十一条第一項第一号の規定を適用する。この場合において、第七条第二項の規定の適用については、同項中「県外」とあるのは、「県外（東日本大震災の被災県を除く。）」とする。

追加〔平成二四年条例七〇号〕

(延滞利息の割合の特例)

- 3 当分の間、第十二条第一項に規定する延滞利息の年十四・五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年七・三パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年十四・五パーセントの割合を超える場合には、年十四・五パーセントの割合とする。以下同じ。）とする。この場合において、第十二条第一項の期間が二以上の年にわたるときは、当該期間における各日の属する年の特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合をそれぞれ適用して計算するものとする。

追加〔平成二五年条例七〇号〕、一部改正〔平成二六年条例六〇号〕

附 則（平成六年三月二十八日条例第八号）

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 平成五年度の修学生で改正前の群馬県介護福祉士修学資金貸与条例の規定に基づく貸与契約により修学資金の貸与を受けている者に係る修学資金の免除又は返還については、改正後の群馬県介護福祉士修学資金貸与条例第七条から第十三条までの規定を適用する。

附 則（平成十年三月二十三日条例第十四号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十月十八日条例第八十七号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十二年十月十八日条例第九十四号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の群馬県介護福祉士修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成十二年四月一日に過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された県内の町村内において、改正後の条例第二条第二項に規定する介護等の業務（以下「介護等の業務」という。）に引き続いて従事している者で、現に返還債務の履行の猶予を受けているものについては、同日前の当該町村内における介護等の業務の従事は、改正後の条例第七条第一号に規定する過疎地域における介護等の業務の従事とみなす。
- 3 平成十二年四月一日に北群馬郡小野上村、吾妻郡吾妻町及び利根郡川場村内において、介護等の業務に三年間以上引き続いて従事している者で、現に返還債務の履行の猶予を受けているものについては、同日前の当該町村内における介護等の業務の従事は、改正後の条例第七条第一号に規定する過疎地域における介護等の業務の従事とみなす。
- 4 平成十二年四月一日に介護等の業務に従事している改正後の条例第七条第一号に規定する中高年離職者で、現に返還債務の履行の猶予を受けているものについては、同日前の介護等の業務の従事は、同号に規定する介護等の業務の従事とみなす。

附 則（平成二十年三月十八日条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年十月二十六日条例第七十号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第七条第二項、第八条第二項及び第十一条第二項並びに附則第二項の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則（平成二十五年十二月二十四日条例第七十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第三項の規定は、第十二条第一項の期間のうち、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞利息の割合について適用し、同日前の期間に対応する延滞利息の割合については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月二十八日条例第二十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に貸与した修学資金の返還の債務の免除については、改正後の第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年十月十七日条例第六十号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

○群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則

平成五年三月三十一日規則第四十号

改正

- 平成 六年 三月三十一日規則第六一号
- 平成 八年 三月 一日規則第八号
- 平成 九年 三月二八日規則第二一号
- 平成一〇年 三月三十一日規則第二三号
- 平成一二年 三月三十一日規則第七一号
- 平成一二年十二月一日規則第一三四号
- 平成一四年 三月二九日規則第一九号
- 平成一五年 三月三十一日規則第四一号
- 平成一七年 三月三十一日規則第六〇号
- 平成二〇年 一月一五日規則第一号
- 平成二五年 三月二九日規則第一九号
- 平成二六年 三月三十一日規則第三一号

群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県介護福祉士修学資金貸与条例（平成五年群馬県条例第十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(介護等の業務)

第二条 条例第二条第二項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる施設又は事業における介護等の業務とする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業を行う施設、同法第七条第一項に規定する児童発達支援センター及び障害児入所施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法第七条第一項に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。）
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第一号に規定する救護施設

及び同項第二号に規定する更生施設

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホーム

四 老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものに限る。）

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）のうち同条第二項に規定する居宅介護、同条第五項に規定する行動援護又は同条第八項に規定する短期入所（同条第九項に規定する重度障害者等包括支援（次号において「重度障害者等包括支援」という。）において提供される場合を含む。）の事業

六 障害福祉サービス事業のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援（重度障害者等包括支援において提供される場合を含む。）及び同条第十五項に規定する共同生活援助並びに同条第六項に規定する療養介護の事業

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十六項に規定する福祉ホーム（入所者等のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものに限る。）

八 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに該当する同法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第七項に規定する通所介護、同条第八項に規定する通所リハビリテーション、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する短期入所療養介護及び同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業

九 介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十二項に規定する複合型サービスの事業

- 十 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護、同条第三項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第七項に規定する介護予防通所介護、同条第八項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第九項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第十項に規定する介護予防短期入所療養介護及び同条第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の事業
- 十一 介護保険法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業
- 十二 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- 十三 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設に該当する同法第八条第二十六項に規定する療養病床等を有する病棟又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所（以下「病棟等」という。）
- 十四 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第七十二号）別表第一老人医科診療報酬点数表において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの（都道府県知事に対し同表第一章第二部第一節8老人病棟老人入院基本料1から4まで、同部第三節3老人性認知症疾患療養病棟入院料1及び2又は同節4診療所老人医療管理料の所定点数を算定可能な施設基準の届出を行ったものをいう。）
- 十五 医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（第十五号に規定する療養病床等を有する診療所を除く。）
- 十六 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第二条の規定による独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 十七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第十一号に規定する隣保事業を行う施設
- 十八 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第二条第一項に規定する国立ハンセン病療養所
- 十九 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）附則

第四項に規定する家政婦の業務

二十 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第二号の規定により設置された労災特別介護施設

二十一 前各号に掲げるもののほか、介護等の便宜を供与する施設又は事業で知事が別に定めるもの

全部改正〔平成八年規則八号〕、一部改正〔平成九年規則二一号・一二年七一号・一三四号・一四年一九号・一五年四一号・二〇年一号・二五年一九号・二六年三一号〕

（貸与の申請）

第三条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（別記様式第一号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

一 戸籍抄本

二 身上調書（別記様式第二号）

三 養成施設等の長の推薦書（別記様式第三号）

四 養成施設等における学業成績表

五 修学資金の貸与を申請した者（以下「貸与申請者」という。）及び貸与申請者と生計を一にする配偶者その他の親族（以下「家族等」という。）の属する世帯の全員の住民票の写し

六 貸与申請者及び家族等の収入を証明する所得証明書

一部改正〔平成一〇年規則二三号・一二年一三四号・二六年三一号〕

（保証人）

第四条 保証人は、独立の生計を営む者で、その一人は、県内に居住する者でなければならない。

2 修学生は、保証人が死亡したとき又は保証人を変更しようとするときは、新たに保証人を選任し、速やかに保証人変更願（別記様式第四号）を知事に提出してその承認を得なければならない。

（貸与の決定）

第五条 知事は、修学資金貸与申請書を審査し、修学資金の貸与の適否を決定したときは、修学資金貸与決定通知書（別記様式第五号）又は修学資金貸与不承認通知書（別記様式第六号）により貸与申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成二六年規則三一号〕

（貸与契約）

第六条 貸与契約は、修学資金貸与契約書（別記様式第七号）により行うものとする。

（貸与の期間及び方法）

第七条 修学資金の貸与期間は、養成施設等における所定の修学年限を超えない期間とする。

2 修学資金は、三月分を一括して貸与するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

一部改正〔平成一〇年規則二三号〕

(受領書等の提出)

第八条 修学生は、修学資金の貸与を受けたときは、速やかに修学資金受領書（別記様式第八号）を知事に提出しなければならない。

2 修学生（修学生が死亡したときは、保証人）は、貸与契約による貸与期間が経過したとき（条例第六条第一項各号に掲げる理由により貸与契約を解除されたときを含む。）は、速やかに他の保証人と連署した修学資金借用証書（別記様式第九号）を知事に提出しなければならない。

(修学資金の貸与の辞退)

第九条 修学生は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、修学資金貸与辞退届（別記様式第十号）を知事に提出しなければならない。

(契約解除の通知)

第十条 知事は、条例第六条第一項の規定により契約を解除したときは、修学資金貸与契約解除通知書（別記様式第十一号）により修学生又は保証人に通知するものとする。

(返還の債務の免除の申請及び決定)

第十一条 条例第七条（同条第二項の規定を条例第八条第二項又は第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第八条第一項（これらの規定を条例附則第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書（別記様式第十二号）にこれらの規定に該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書等を審査し、修学資金の返還の債務の免除を決定したときは、修学資金返還債務免除決定通知書（別記様式第十三号）により前項の規定により申請書等を提出した者に通知するものとする。

全部改正〔平成二六年規則三一号〕

(返還の債務の裁量免除の額)

第十二条 条例第八条（条例附則第二項の規定により適用する場合を含む。）に規定する返還の債務の裁量免除の額は、第二条に規定する業務に従事した期間を五（条例第七条第一項第一号（条例附則第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する過疎地域における介護

等の業務の従事者又は中高年離職者（以下「中高年離職者等」と総称する。）が介護等の業務に従事した期間については三）で除して得た数値を返還の債務の額に乗じて得た額に相当する額とする。

追加〔平成六年規則六一号〕、一部改正〔平成一〇年規則二三号・一二年一三四号・二六年三一号〕

（返還の方法）

第十三条 条例第九条の規定による修学資金の返還は、知事の発行する納付書により月賦均等払の方法により行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- 2 修学資金を返還しなければならない者は、返還の理由が生じた日から起算して十五日以内に修学資金返還計画書（別記様式第十四号）を知事に提出してその承認を得なければならない。
- 3 前項の規定による返還計画書を提出した後に、返還の方法を変更しようとするときは、修学資金返還計画変更願（別記様式第十五号）を知事に提出してその承認を得なければならない。

一部改正〔平成六年規則六一号・二六年三一号〕

（返還の債務の猶予の申請及び決定）

第十三条の二 条例第十条又は第十一条（条例附則第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による修学資金の返還の債務の猶予を受けようとする者は、修学資金返還債務猶予申請書（別記様式第十六号）にこれらの規定に該当することを添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により提出された申請書等を審査し、修学資金の返還の債務の猶予を決定したときは、修学資金返還債務猶予決定通知書（別記様式第十七号）により前項の規定により申請書等を提出した者に通知するものとする。

追加〔平成二六年規則三一号〕

（届出）

第十四条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 修学生又は保証人の氏名、本籍又は住所を変更したとき。修学生・保証人氏名等変更届（別記様式第十八号）
- 二 退学、休学若しくは停学又は復学したとき。修学生退学等届（別記様式第十九号）
- 三 就業したとき。修学生就業届（別記様式第二十号）
- 四 就業先を変更したとき。修学生就業先変更届（別記様式第二十一号）

- 2 保証人は、その保証に係る修学生が死亡したときは、速やかに修学生死亡届（別記様式第二十

二号)に死亡診断書又は戸籍抄本を添えて知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成六年規則六一号〕

(業務の従事期間の計算)

第十五条 条例第七条第一項第一号に規定する介護等の業務の従事期間の計算は、月数によるものとし、介護等の業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までの期間を算入するものとする。この場合において、当該在職期間中に、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により休職（業務に起因する休職を除く。）若しくは停職又は離職の期間があるときは、当該休職若しくは停職又は離職の日の属する月から当該休職若しくは停職の期間の終了する日又は再就職した日の属する月までの月数を控除するものとする。

2 ホームヘルパー及び家政婦等の業務の従事期間は、市町村又は有料職業紹介所等（以下「市町村等」と総称する。）に登録した期間が通算千八百二十五日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が九百日以上であることをもって、条例第七条第一項第一号に規定する五年間（中高年離職者等で、市町村等へ登録した期間が通算千九十五日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が五百四十日以上である場合にあっては、三年間）として計算するものとする。

一部改正〔平成六年規則六一号・一二年一三四号・二六年三一号〕

(委任)

第十六条 この規則で定めるもののほか、修学生の選考その他必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成六年規則六一号〕

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三十一日規則第六十一号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月一日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附 則（平成九年三月二十八日規則第二十一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

附 則（平成十年三月三十一日規則第二十三号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第七十一号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月十一日規則第百三十四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条、第十二条及び第十五条の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附 則（平成十四年三月二十九日規則第十九号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の群馬県保健婦助産婦看護婦法施行細則、第二条の規定による改正前の群馬県保健婦助産婦看護婦准看護婦修学資金貸与条例施行規則、第三条の規定による改正前の群馬県医療法施行細則、第四条の規定による改正前の群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則、第五条の規定による改正前の群馬県災害救助法施行細則、第七条の規定による改正前の介護保険法施行細則及び第八条の規定による改正前の群馬県身体障害者福祉法施行細則（次項において「改正前の規則」と総称する。）の規定により提出されている書類は、それぞれ第一条の規定による改正後の群馬県保健婦助産婦看護婦法施行細則、第二条の規定による改正後の群馬県保健婦助産婦看護婦准看護婦修学資金貸与条例施行規則、第三条の規定による改正後の群馬県医療法施行細則、第四条の規定による改正後の群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則、第五条の規定による改正後の群馬県災害救助法施行細則、第七条の規定による改正後の介護保険法施行細則及び第八条の規定による改正後の群馬県身体障害者福祉法施行細則（次項において「改正後の規則」と総称する。）の相当規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成十五年三月三十一日規則第四十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年一月十五日規則第一号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条第五号及び第十一号から第十三号までの規定は平成十八年四月一日から、同条第六号から第九号までの規定は同年十月一日から適用する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第二条に規定する介護等の業務に従事している者については、

改正後の第二条に規定する介護等の業務に従事している者とみなす。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第十九号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条第七号の改正規定中「同条第二十一項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十七項」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月三十一日規則第三十一号）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条（同条第六号及び第七号を除く。）及び第十一条の改正規定、第十二条の改正規定（「第八条」の下に「（条例附則第二項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、「第七条第一号」を「第七条第一項第一号（条例附則第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）」に改める部分に限る。）、第十三条及び第十三条の次に一条を加える改正規定、第十五条第二項の改正規定（「千九百十五日」を「千九十五日」に改める部分に限る。）、別記様式第九号、別記様式第十号及び別記様式第十三号から別記様式第十七号までの改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第二条に規定する介護等の業務に従事している者については、改正後の第二条に規定する介護等の業務に従事している者とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に修学資金の貸与を受けた者に係る業務の従事期間の計算については、改正後の第十二条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号（規格A4）（第3条関係）

一部改正〔平成6年規則61号・10年23号・26年31号〕

別記様式第2号（規格A4）（第3条関係）

一部改正〔平成6年規則61号・26年31号〕

別記様式第3号（規格A4）（第3条関係）

全部改正〔平成26年規則31号〕

別記様式第4号（規格A4）（第4条関係）

全部改正〔平成15年規則41号〕

別記様式第5号（規格A4）（第5条関係）

一部改正〔平成6年規則61号〕

別記様式第6号（規格A4）（第5条関係）

一部改正〔平成6年規則61号〕

別記様式第7号（規格A4）（第6条関係）

一部改正〔平成6年規則61号・15年41号・17年60号〕

別記様式第8号（規格A4）（第8条関係）

一部改正〔平成6年規則61号〕

別記様式第9号（規格A4）（第8条関係）

一部改正〔平成6年規則61号・26年31号〕

別記様式第10号（規格A4）（第9条関係）

一部改正〔平成6年規則61号・26年31号〕

別記様式第11号（規格A4）（第10条関係）

一部改正〔平成6年規則61号〕

別記様式第12号（規格A4）（第11条関係）

一部改正〔平成6年規則61号・15年41号〕

別記様式第13号（規格A4）（第11条関係）

一部改正〔平成6年規則61号・26年31号〕

別記様式第14号（規格A4）（第13条関係）

一部改正〔平成6年規則61号・15年41号・26年31号〕

別記様式第15号（規格A4）（第13条関係）

一部改正〔平成6年規則61号・15年41号・26年31号〕

別記様式第16号（規格A4）（第13条の2関係）

追加〔平成26年規則31号〕

別記様式第17号（規格A4）（第13条の2関係）

追加〔平成26年規則31号〕

別記様式第18号（規格A4）（第14条関係）

一部改正〔平成6年規則61号〕

別記様式第19号（規格A4）（第14条関係）

一部改正〔平成6年規則61号・15年41号〕

別記様式第20号（規格A4）（第14条関係）

一部改正〔平成6年規則61号・15年41号〕

別記様式第21号（規格A 4）（第14条関係）

一部改正〔平成6年規則61号・15年41号〕

別記様式第22号（規格A 4）（第14条関係）

一部改正〔平成6年規則61号・15年41号〕